

敦賀市まちなか創業等促進支援事業補助金のご案内

敦賀市では、中心市街地で新規創業や第二創業を目指す方を支援し、中小企業者の活力向上を促し、中心市街地の賑わいと地域経済の活性化及び雇用を創造するための補助事業を実施します。

■ ご利用いただける方（対象者）

敦賀市の中心市街地における商店街（敦賀駅前商店街、本町1丁目商店街、本町2丁目商店街、神楽町1丁目商店街、神楽町2丁目商店街及び相生町商店街及び博物館通り）並びにお魚通り（以下「重点地域」という。）での創業等に伴い、認定審査機関にて創業等計画を審査承認された方

※認定支援機関とは、中小企業等経営強化法第31条に規定する「認定経営革新等支援機関」をいう。

※創業等とは次の①～⑤のいずれかに該当する方です。

- ① 新しく創業しようとする方
- ② 業態転換や新事業・新分野に進出する第二創業をする方
- ③ 多店舗化しようとする方
- ④ 重点地域外から移転により開業する方
- ⑤ 事業継承により事業を継続しようとする方

■ 対象事業

商業・サービス業で、次のいずれかに該当するもののうち、公序良俗に反せず商業の活性化につながる業種（日本標準産業分類の中分類による）

1 小売業	56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業、59 機械器具小売業、60 その他の小売業
2 不動産賃貸業・管理業	6922 貸間業
3 飲食業	76 飲食店
4 宿泊業	75 宿泊業
5 生活関連サービス業	78 洗濯・理容・美容・浴場業、79 その他の生活関連サービス業
6 情報通信業	39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業
7 教育・学習支援業	82 その他の教育、学習支援業
8 専門・技術サービス業	72 専門サービス業（他に分類されないもの）、73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
9 福祉サービス業	85 社会保険・社会福祉・介護事業

※ただし、風営法第2条に定義される風俗営業は除く。

■ 補助対象経費

重点地域で創業等において、必要となる**建築、設備工事及び備品購入費に係る費用**

※原則として、店舗外で使用する備品購入については、対象外。

■ 補助内容

補助率：1／3

補助限度額：50万円

■ 申請に当たっての要件

申請書類等の提出に当たっては、次の項目を満たす必要があります。

- ・ 創業等の計画について、認定支援機関から承認を受けていること。
- ・ 法人及び代表者が市税の滞納をしていないこと。
- ・ 年度内に開業する見込みがあること。
- ・ 3年以上継続して事業を実施する見込みがあること。
- ・ 開業に必要な書類を取得、または取得見込みであること。

■ 手続きの流れ

創業等計画の作成

事業者⇄認定支援機関（共同で作成、あるいは単独作成）



認定支援機関の審査・確認

認定支援機関⇒事業者



交付申請書の提出

事業者⇒市



交付申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ・ 認定支援機関の承認を受けた創業等計画書（様式第2号）任意様式でも可
- ・ 事業計画書（様式第3号）
- ・ 店舗の位置図
- ・ 店舗の改修等に係る図面等
- ・ 改修等に係る見積書等（経費の内訳が確認できるもの）
- ・ 店舗の外観及び内部の写真
- ・ 完納証明書等（法人及び事業の代表者）
- ・ 賃貸借契約書の写し（店舗を賃借する場合）
- ・ その他必要な書類

交付決定通知書

市⇒事業者

内容の確認を行い、交付決定通知書を送付します。**これ以降、実際の工事等に着手できます。**



変更交付申請書

事業者⇒市

補助対象経費の内訳が変更になった場合等、事業内容に変更が生じた場合、変更申請の手続きが必要になります。



変更交付申請書（様式第4号）

（添付書類）

- ・ 交付申請書に添付した書類のうち、変更に関係する書類

変更交付決定通知書の交付

市⇒事業者

内容の確認を行い、変更交付決定通知を送付いたします。



改修等完了 事業者

実績報告書の提出 事業者⇒市

実績報告書（様式第5号）
（添付書類）
・事業実績書（様式第6号）
・改修等実施後の写真
・経費の支払いを証する書類
・その他必要な書類

交付額の確定 市⇒事業者

実際に交付する額を確定します。交付決定額と確定額が異なっている場合は、確定通知書を送付します。

交付請求書の提出 事業者⇒市

交付請求書
（添付書類）
・交付決定通知書の写し
（・変更交付決定通知書の写し）
（・額の確定通知書の写し）

補助金の交付 市⇒事業者

補助金を交付します。

調査等 市⇒事業者・認定審査機関

事後に、事業効果測定や経過を把握するため、アンケート等の調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

■ 補助金の返還

以下に該当するに至った場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金を返還していただく場合があります。

※偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合

※交付決定の内容又は条件に違反した場合

※3年以内に廃業、対象区域外への移転、その他事業の継続が不可能になったとき 等

問い合わせ先・・・ 〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
（提出先） 敦賀市産業経済部 商工貿易振興課
電話：0770-22-8122（直通）